

事業者 殿

鳥取労働局登録教習機関
(一社)鳥取県労働基準協会

令和5年度「小型移動式クレーン運転技能講習」(鳥労登教第44号)の開催案内

標記の技能講習を下記の日程により開催することとしましたので、受講されるようご案内します。この講習を修了されますと、つり上げ荷重1トン以上5トン未満の小型移動式クレーンの運転の業務に就くことができます。(積載形トラッククレーン、トラッククレーン、ラフテレーンクレーン、油圧ショベルのクレーン等) ※天井クレーン、ホイストクレーンなどのクレーンの運転の業務には就くことができません。

記

1. 受講定員 ①鳥取③倉吉100名 ②米子90名 ④米子80名 定員になり次第締め切ります。

2. 講習日及び会場

① 鳥 取	学 科	令和5年 5月24日(水) 25日(木)の2日間	(一社)鳥取県労働基準協会 2F (鳥取市若葉台南1-17)
	実 技	5月27日(土)～ 6月 7日(水)のうち1日	同 上 駐車場
② 米 子	学 科	令和5年 6月19日(月) 20日(火)の2日間	米子食品会館 大ホール (米子市旗ヶ崎2030)
	実 技	6月22日(木)～ 7月1日(土)のうち1日	鳥取西部農協米子果実選果場駐車場 (米子市淀江町小波1788)
③ 倉 吉	学 科	令和5年 9月13日(水) 14日(木)の2日間	県立倉吉体育文化会館 大研修室 (倉吉市山根529-2)
	実 技	9月19日(火)～ 30日(土)のうち1日	県立産業人材育成センター倉吉校校庭 (倉吉市福庭町2-1)
④ 米 子	学 科	令和5年11月13日(月) 14日(火)の2日間	米子食品会館 大ホール (米子市旗ヶ崎2030)
	実 技	11月16日(木)～ 25日(土)のうち1日	鳥取西部農協米子果実選果場駐車場 (米子市淀江町小波1788)

注) 実技講習の各受講者の講習日は、学科講習当日に決定します。実技日程のご希望等ありましたら学科講習の前日までに当協会へ連絡してください。(定員に満たない場合は、実施しない実技日程もあります。)

3. 講習日程

学科 第1日 8:30～8:50 受付 8:50～9:00 事務局説明
9:00～17:15 小型移動式クレーンに関する知識(6h) / 関係法令(1h)
第2日 9:00～17:15 力学に関する知識(3h) (D区分免除) / 原動機及び電気
に関する知識(3h) / 学科修了試験(1h)
実技 第3日 8:30～17:30 小型移動式クレーンの運転(6h) 合図(1h) /
(学科及び実技は休憩時間を含みます。) 実技修了試験(1h)

4. 受講資格区分ごとの講習時間及び受講料

	資 格 区 分	免除科目	受 講 料 (税込)
A	全科目受講者（下記のB・Dに該当しない者）	なし	28,105円 (テキスト1,705円含)
B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5トン未満の揚貨装置の運転 ・ 5トン未満のクレーンの運転 ・ 1トン未満の移動式クレーンの運転 ・ 5トン未満のデリックの運転 ・ 1トン未満のクレーン等の玉掛け のいずれかの業務に係る特別教育を修了した者であって、6ヶ月以上の当該業務に従事した者	実技 合図1時間	27,005円 (テキスト1,705円含)
D	<ul style="list-style-type: none"> ・ クレーン・デリック運転士又は 揚貨装置運転士免許を受けた者 ・ 床上操作式クレーン運転技能講習又は 玉掛け技能講習を修了した者 	学科 力学3時間 実技 合図1時間	24,805円 (テキスト1,705円含)

5. 受講申込み手続き

- (1) 別紙「申込書」で申し込んでください。受講料は「銀行振込」か「現金書留」で支払い、当協会に郵送して下さい。なお「銀行振込」の場合は「振込依頼書」等の写しを申込書に添付してください。(ATM等でも可)「現金書留」の場合は申込書と受講料を同封してください。

「銀行振込」は下記の口座をお願いします。

鳥取銀行鳥取支店	普通	No. 0 2 7 3 2 2 3	(一社)鳥取県労働基準協会
----------	----	-------------------	---------------

- (2) 受講免除資格の証明について

- ・ B区分 特別教育修了証の写及び事業主証明（従事期間記入）
- ・ D区分 免許証又は技能講習修了証の写及び事業主証明

- (3) 写真（縦3.0cm×横2.4cm）が2枚必要になります。

申込書の右上の欄に糊付けしてください。

（修了証用の写真は、後ではがしますので軽く貼っておいてください。）

6. 受講申込後の受講取消については、学科講習の1週間前までに申し出があった場合を除いて、受講料をお返ししませんので、ご注意下さい。

7. 受講申込者には、講習日の1週間前に「受講票」を郵送いたしますので、受講当日は必ず「受講票」を持参し、講習10分前までに受付をすませてください。

学科修了試験を実施しますから、筆記用具を忘れないようにしてください。

実技講習の会場、服装等については、学科当日に説明いたします。

8. 「小型移動式クレーン運転技能講習」は人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の対象講習です。詳細については、鳥取労働局職業安定課にお問い合わせください。

9. 郵送先及びその他不明の点（締切、学科実技等）については、下記へお尋ね下さい。

〒689-1112 鳥取市若葉台南1-17 (一社)鳥取県労働基準協会

Tel 0857-52-7300 Fax 0857-52-7311